

# 令和6年度 第73回定期総会議案書

日時：令和6年4月21日(日)  
(午後1時30分から)

場所：福島自治会館

福島第三自治会

# 福島第三自治会定期総会議案書 目次

## 1. 議案

議案第1号	令和5年度事業報告	2
議案第2号	令和5年度会計報告	3
議案第3号	令和5年度会計監査報告	3
議案第4号	令和6年度役員(案)	4
議案第5号	令和6年度事業計画(案)	5・6
議案第6号	令和6年度予算(案)	7

## 2. 添付資料

令和6年度福島第三自治会防災対策委員会	8
自主防災用具一覧表	9
防災対策委員会規定	10
福島第三自治会会則	11・12
福島第三自治会個人情報取扱方法	13
評議員及び組長の皆様へお願い	14

## 令和5年度 事業報告

### 令和5年度事業の振り返り

3年半に渡り猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も昨年5月には「5類感染症」に移行され、多くの行事がコロナ以前のように行われる事となりました。

そのような中自治会では、安心安全、快適で住みよい、心のふれあうまちづくりを目指し、関係諸団体と連携し、各種行事を主催・参加することで、会員数が減少する中でも自治会活動を活性・活発化させて、会員相互の親睦に努めて参りました。

### 令和5年度に実施または参加した主な事業

4月	玉川・共成小学校(4/6)・福島中学校(4/7)入学式	規模縮小の為不参加
4月16日(日)	福島第三自治会 第72回定期総会	(委任状含む)54名参加
4月29日(土)	福島神社定期総会	
5月	赤十字活動資金募集運動(5月1日～31日)	(チラシ回覧)
5月	春の昭島市交通安全運動(5月11日～20日)	(チラシ回覧)
5月14日(日)	福島連合自治会定期総会	各自治会5名参加
5月21日(日)	多摩川クリーン作戦(多摩川一斉清掃) 第3自治会では5名程の参加	
5月27日(土)	昭島市自治会連合会定時総会(昭島市役所市民ホール)	参加
5月	市内クリーン運動(5月27日～6月4日)役員により各自宅周辺を実施	
6月18日(日)	福島子どもの広場草刈り	役員他9名参加
7月	社会福祉協議会会員増強運動(7月1日～31日)	(チラシ回覧)
7月15日(土)・16日(日)	福島盆踊り大会	(2日間)自治会手伝い16名参加
8月19日(土)・20日(日)	福島神社祭礼(東京都助成金活用) 第三自治会神酒所運営	
9月16日(土)	福島子どもの広場草刈り	役員他7名参加
9月	秋の昭島市交通安全運動(9月21日～30日)	(チラシ回覧)
10月	赤い羽根共同募金運動(10月1日～31日)	(チラシ回覧)
10月22日(日)	第2ブロック防災運動会(防災を楽しく学ぶ運動会)	35名参加
10月29日(日)	昭島市総合防災訓練(共成小学校)	役員他9名参加
11月	秋の火災予防運動(11月9日～15日)	(チラシ回覧)
12月	歳末たすけあい運動(12月1日～31日)	(ポスター掲示)
1月7日(日)	消防団出初式	昭島市消防団 第一分団初顔合わせ参加
1月10日(水)	昭島まちづくり新年賀詞交換会(フォレストイン・昭和館)	不参加
1月14日(日)	災害時備蓄用「簡易トイレ」配布(東京都助成金活用)	会員各世帯
3月	春の火災予防運動(3月1日～7日)	(ポスター掲示)
3月	福島中学校(3/18)・玉川/共成小学校卒業式(3/25)	規模縮小の為不参加

### その他

- \*福島連合自治会 常任委員会 4/7・5/12・6/2・7/7・9/8・10/5・11/3・12/8・2/2・3/8
- \*福島第三自治会 役員会 6/11・7/8・9/16・11/12・12/10・1/14・2/4・3/9
- \* (玉川/共成小学校・福島中学校) 学校避難所運営委員会 4/27・6/15・9/1・10/20・10/29・2/15
- \* 共成若葉子ども会 資源回収 4/22・7/8・9/2・11/11・1/27
- \* 青空子ども会主催資源回収は実施しませんでした。
- \* 毎月1日・15日前後には評議員さん・組長さんを経由して回覧の配布
- \* 市役所・消防署・警察署等からのポスターを 都度掲示(掲示板4ヶ所)
- \* 毎月福島町1丁目の自治会員に 共成(学校だより)を配布

## 令和5年度会計報告

福島第三自治会

会長 葉袋 和久  
 会計 岩崎 喜信

令和5年度収支決算書

自 令和 5年4月 1日  
 至 令和 6年3月31日

単位:円

	費 目	予算額	決算額	備 考	
収 入	前年度繰越金	1,074,835	1,074,835	※1 自治会費地区別内訳	
	自治会費	420,000	※1 403,200	第一地区 44世帯 105,600	
	市助成金	83,100	81,000	第二地区 47世帯 112,800	
	都助成金	0	300,000	第三地区 30世帯 72,000	
	募金事務費	8,750	8,396	第四地区 21世帯 50,400	
	雑収入(預金利息)	10	11	第五地区 26世帯 62,400	
	収入合計①	1,586,695	1,867,442	合計 168世帯 403,200	
支 出	事務費	10,000	1,856	※2 募金内訳	
	通信費	21,000	21,000		
	会議費	30,000	2,881		①日本赤十字社 33,600
	總會費	15,000	7,036		②社会福祉協議会 50,400
	連合自治会負担金	139,400	159,360	③赤い羽根共同募金 16,800	
	子ども会補助金	59,000	7,000	④歳末助け合い 16,800	
	募金	122,500	※2 117,600	合計 117,600	
	慶弔費	50,000	65,000	簡易トイレ、ビニール袋	
	防災対策費	50,000	318,536		
	役員慰労金(評議員・組長)	67,000	67,000		
	雑費	40,000	18,026		
	予備費	982,795	0		
支出合計②	1,586,695	785,295			
差し引き合計 ①-②	0	1,082,147			

収入合計 1,867,442  
 支出合計 785,295  
 差引 計 1,082,147 (次年度へ繰り越し)

\* 特別勘定残高(祭り勘定) 1,417,562 (その内500,000は定期預金)

上記内容を監査した結果、誤りなきものと認めます。

令和6年4月6日

会計監査役

吉井 和



島田 進



令和6年度 福島第三自治会役員名簿(案)

令和6年4月1日  
福島第三自治会

会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計監査	会計監査
栗袋 和久 090-3211-8261	栗袋 敏邦 541-7701	青木 みどり 090-4814-5774	山口 佳宏 541-0599	伊藤 隆志 542-1320	塚越 秀幸 545-4803	吉井 和弘 544-0390	岩崎 喜信 090-5557-7481
地区	評議員	組長					
第1	森田 そよ子 080-5179-6045	天野 勉 541-5598	小川 絹江 541-4166	清水 将和 543-2206	鈴木 征治 549-7112	蛭田 廣子 542-1275	8組 -
会員数	(計) 44	7	7	5	6	7	0
第2	高橋 誠 843-7701	梅田 良雄 541-0560	島田 進 545-5162	小林 智美 090-5578-6056	梅田 公子 544-1252	堀田 優一 090-5530-3021	野間 陽 080-1026-5063
会員数	(計) 43	9	6	8	6	8	2
第3	國井 秀夫 542-0448	吉野 潔 541-7236	梅田 久江 510-5961	仲 富士夫 544-2041	中島 久子 848-0921	雨宮 義郎 545-8997	
会員数	(計) 27	4	5	6	6	6	
第4	野谷 弘 543-2232	若月 克司 546-8797	五十嵐 初江 543-2207	斉藤 力 544-6077	野谷 弘 543-2232	4-4と合併	
会員数	(計) 19	7	3	5	4	0	
第5	梅田 実 541-4510	栗袋 敏邦 080-3016-6595	-	林 和幸 507-3761	小島 巨道 543-5457	5-3と合併	
会員数	(計) 27	10	0	12	0	5	0

会員数合計 160 世帯

- 役員の担当 栗袋 敏邦 副会長 ①防犯・防災 ②広報 ③盆踊り実行委員 ④共成小避難所運営委員  
 青木 みどり 副会長 ①1・2・3地区担当 ②防犯・防災 ③広報 ④玉川小避難所運営委員  
 山口 佳宏 副会長 ①防犯・防災 ②運動会実行委員 ③環境美化 ④回覧物仕分  
 伊藤 隆志 副会長 ①4・5地区担当 ②防犯・防災 ③祭礼(祭典委員長)  
 塚越 秀幸 会計 ①会計事務  
 吉井 和弘 会計監査 ①会計監査  
 岩崎 喜信 会計監査 ①会計監査

# 議案第5号 令和6年度事業計画(案)

(R6.4.1~7.3.31)

## 令和6年度活動方針

1. 安全・安心、快適で住みよい、ふれあいと心の通うまちづくりを目指し(継続)
  - ・福島盆踊り大会への参加、福島神社祭礼にあわせた祭礼行事の執行
  - ・第2ブロック運動会への参加
  - ・防災訓練、防犯パトロールへの参加
2. 自治会の活性化(継続)
  - ・活動参加者の増加策検討
  - ・自治会退会者を減らす取り組み
  - ・自治会運営方法の見直し  
などを引き続き検討・実施致します。
3. 自治会の加入率向上、顔の見える地域活動を目指し(継続)
  - ・自治会未加入者、転入者、更に自治会を退会された世帯に対しても、近隣会員の皆さまの協力を得て加入呼び掛けを行います。
  - ・活動実施時にはできるだけ自己紹介や懇親の時間を取り入れ、顔が見えそして楽しくまた参加してよかったと思っていだけるような活動を目指します。

## 令和6年度の事業計画

- 4月 8日(月) 玉川小学校・共成小学校入学式
- 4月 9日(火) 福島中学校入学式
- 4月 14日(日) 多摩川クリーン作戦(多摩川一斉清掃)
- 4月 21日(日) 福島第三自治会定期総会
- 4月 29日(月) 福島神社定期総会
- 5月 赤十字活動資金募集運動(5月1日~31日)
- 5月 市内クリーン運動(5月25日~6月2日)
- 5月 ( ) 福島連合自治会定期総会
- 5月 ( ) 昭島市自治会連合会定時総会
- 6月 ( ) 子ども広場草刈り
- 7月 社会福祉協議会会員増強運動(7月1日~31日)
- 7月 7日(日) 福島盆踊り大会準備
- 7月 13日(土)・14日(日) 福島盆踊り大会
- 7月 15日(月) (海の日) 福島盆踊り大会片付け
- 8月 11日(日) 祭礼準備(花、御幣作り)
- 8月 17日(土)・18日(日) 福島神社祭礼 福島第三自治会神酒所設営
- 8月 19日(月) 福島神社祭礼片付け
- 9月 ( ) 市民体育大会開会式
- 9月 ( ) 子ども広場草刈り



- 10月 赤い羽根共同募金運動(10月1日～31日)
- 10月 ( ) 第2ブロック(福島連合自治会)運動会  
会場:玉川小学校
- 10月 ( ) 昭島市総合防災訓練
- 12月 歳末たすけあい運動(12月1日～31日)
- 12月 ( ) 歳末警戒パトロール
- 1月 ( ) 消防団出初式
- 1月 ( ) 昭島まちづくり新年賀詞交換会
- 3月 春の火災予防運動(令和7年3月1日～3月7日)
- 3月 ( ) 玉川小学校・共成小学校卒業式
- 3月 ( ) 福島中学校卒業式

#### その他

- \*福島連合自治会 常任委員会への出席(年間10回他、事業・イベントにより開催)  
市役所・消防署・警察署等からの連絡・案内・情報を各自治会へ伝達。  
各種事業やイベントの進め方・準備等を協議。
- \*福島第三自治会 役員会の開催(年間10回他、事業・イベントの都度開催)  
福島連合自治会 常任委員会での伝達・協議事項を役員会にて再協議のうえ、回覧・  
ポスター掲示等により会員や地域の方にご案内致します。  
各種事業やイベントの進め方・準備等を協議。
- \*学校避難所運営委員会(玉川小学校・共成小学校)への参加(各年間6回程)  
万が一の災害に備えて多くの会員・地域の方々が安全に避難・生活ができるように  
市役所・消防署・警察署等と連携して検討・協議を進めます(自助-共助-公助)  
防災訓練等実施の際には、多くの方々の参加・ご協力をお願い致します。
- \*資源回収(共成若葉子供会により年間5回)  
福島町2丁目の回収は出来ませんが、福島神社への直接持ち込み(午前中)は可能です。  
開催の都度回覧等でご案内いたしますので、ご協力をお願い致します。  
(令和6年度 4/13・6/29・9/7・11/9・1/25 土曜日 雨天の場合は翌土曜日)
- \*回覧(毎月1日・15日前後)  
市役所・消防署・警察署等からの案内や自治会の事業やイベントの案内を回覧致します。
- \*ポスター掲示(掲示必要の都度)  
市役所・消防署・警察署等からの案内や自治会の事業やイベントの案内を福島町2丁目  
にある掲示板4か所に掲示いたします。
- \*活動内容詳細や最新の行事予定を福島第三自治会ホームページに更新致しますので  
ご覧ください。

- \*事業計画の段階では日程等が未確定又は変更となる事業やイベントがありますが、決まり  
次第回覧等によりご案内致しますので、皆様の参加ご協力の程よろしくお願い致します。
- \*当自治会では、近年正副会長の成り手がなく、何年もほぼ同じメンバーで運営して参り  
ました。会の継続・活性化を図るためにも、正副会長・会計・会計監査の役員については、  
任期ごとの見直しが必要と思われれます。お声掛けの際には、事情をご理解の上、ご協力  
をお願い致します。そのような中、評議員・組長を含めた役員の負担を軽減するためにも、  
各種事業やイベントなどには、会員皆様の積極的な参加やご協力をお願い致します。

## 令和6年度予算(案)

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

単位:円

	費 目	予算額	備 考
収 入	前年度繰越金	1,082,147	※1 自治会費地区別内訳
	自治会費	※1 384,000	第一地区 44世帯 105,600
	市助成金	75,000	第二地区 43世帯 103,200
	募金事務費	8,000	第三地区 27世帯 64,800
	雑収入(預金利息)	15	第四地区 19世帯 45,600
	収入合計	1,549,162	第五地区 27世帯 64,800
支 出	事務費	10,000	合計 160世帯 384,000
	通信費	21,000	
	会議費	30,000	※2 募金内訳
	総会費	10,000	①日本赤十字社 32,000
	行事費	20,000	②社会福祉協議会 48,000
	連合自治会負担金	131,200	③赤い羽根共同募金 16,000
	子ども会補助金	7,000	④歳末助け合い 16,000
	募金	※2 112,000	合計 112,000
	慶弔費	60,000	
	防災対策費	100,000	
	役員慰労金(組長)	26,000	
	雑費	50,000	
	支出合計	577,200	
	予備費	971,962	
支出総合計	1,549,162		

注)費目外転用は、役員の承認をもって対応できる。



# 令和6年度 福島第三自治会 防災対策委員会

令和6年4月1日  
福島第三自治会

## 1. 役員名簿

役職名	氏名	電話	備考
会長	薬袋和久	090-3211-8261	
副会長	薬袋敏邦	541-7701	
同	青木みどり	090-4814-5774	
同	山口佳宏	541-0599	
同	伊藤隆志	542-1320	
会計	塚越秀幸	545-4803	
書記			
部長	広報	薬袋敏邦	541-7701
	防火	伊藤隆志	542-1320
	予防	青木みどり	090-4814-5774
	調達	山口佳宏	541-0599
副部長	広報	*	
	防火	*	
	予防	*	
	調達	*	
組長	各地区組長		

## 2. 防災業務分担

担当	通常業務	非常時業務
広報	防災意識の普及・啓発を図るための活動	災害防止活動 情報収集活動 秩序維持に対する協力活動
防火	出火防止の徹底と、初期消火訓練の実施	初期消火活動 延焼拡大防止に対する協力活動
予防	地域内の防火点検と震災訓練の実施	避難、誘導活動 救助物資の配分等に対する協力活動
調達	予防活動を推進するための物資の調達整備と装備品の保守管理	救出、救護活動 炊き出しに対する協力活動

# 自主防災用具一覧表

福島第三自治会  
令和6年4月現在

役 組 番 号	氏 名	ヘルメット		メガホン		腕章		防災服 着数	職 番 号	氏 名	役 番 号	ヘルメット		メガホン		腕章		防災服 着数
		個 数	No.	個 数	No.	個 数	役 職 名					個 数	No.	個 数	役 職 名			
会長	葉袋 和久	1	3自会長	1	3自会長	1	会長	2-1	梅田 良雄			1						
副会長	葉袋 敏邦	1	3自福	1	3自福	1	副会長	2-2	島田 進			1						
同	青木 みどり	1	3自福	1	3自福	1	副会長	2-3	小林 智美			1						
同	山口 佳宏	1	3自福	1	3自福	1	副会長	2-4	梅田 公子			1						
同	伊藤 隆志	1	3自福					2-5	梅田 正宏			1						
会計	塚越 秀幸	1	3自					2-6	堀田 優一			1						
会計監査	吉井 和弘	1	3自					2-7	-									
同	岩崎 喜信	1	3自					2-8	野間 陽			1						
廃減員								3-1	吉野 潔			1						
								3-2	梅田 久江			1						
								3-3	仲 富士夫			1						
評議員								3-4	中島 久子			1						
第1	森田 そよ子	1						3-5	雨宮 義郎			1						
第2	高橋 誠	1						4-1	若月 克司			1						
第3	國井 秀夫	1						4-2	五十嵐 初江			1						
第4	野谷 弘	1						4-3	齊藤 力			1						
第5	梅田 実	1						4-4	野谷 弘			1						
組長								4-5	-									
1-1	天野 勉	1						5-1	葉袋 敏邦			1						
1-2	小川 絹江	1						5-2	-									
1-3	清水 将和	1						5-3	林 和幸			1						
1-4	鈴木 征治	1						5-4	-			-						
1-5	-							5-5	小島 巨道			1						
1-6	陰山 範子	1						5-6	-			-						
1-7	蛭田 廣子	1						倉庫保管	倉庫保管			16			8	14		0
								合計	合計			54			12	18		0

\* その他市よりの貸与品、担架、防災旗、災害救助道具Aセット各1を福島第三自治会倉庫に保管 (注)この別紙は防災用具と一緒に保管してください

\* 懐中電灯、各副部長のメガホン及び腕章は自治会館裏の福島第三自治会倉庫に一括保管

\* 防災ヘルメットについては使用期限経過の為、昨年昭島市より新たに25個預かり、今年度も25個納入予定ですので、全てを交換したいと考えております。

# 防災対策委員会規定

## (名称・本部)

第1条 本会は、「福島第三自治会防災対策委員会」と称し、本部を自治会長宅におく。

## (組織)

第2条 本会は、福島第三自治会の地域内にある全世帯(含む事務所・事業所)を会員として組織する。

## (目的)

第3条 本会は、地域住民の自主防災組織として、防災意識の高揚、防災訓練の実施等を積極的に行うと共に、震災時においては、初期消火、避難誘導、救護、防犯、物資調達等にあたり、もって地域住民の災害防止に万全を期することを目的とする。

## (業務)

第4条 本会は、防災に関する業務を行うため次の部をおく。(部の業務は防災業務分担による)

- 1.広報部
- 2.防火部
- 3.予防部
- 4.調達部

## (役員及び役員の任期)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名      副会長 若干名      部長 4名      副部長 4名  
組長 組数名      会計 1名      書記 1名

- 1.役員の任期は、自治会役員任期と同一とする。

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1.会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3.部長は、副部長を指揮し防災業務の指導にあたる。
- 4.副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5.組長は、部長の指示に従って組内の防災業務に当たる。

## (会員)

第7条 本会の業務目的を達成するため、会員(全世帯)の協力が必要である。従って会員は、役員の仕事、指導に従って積極的に諸活動に参加し、且つ行動するものとする。

## (費用)

第8条 本会運営に要する費用は、自治会会計より支出するものとする。

## (運営規定)

第9条 本会の運営については、原則として、この運営規定によって律するが、予測しない緊急事態が発生した場合は、この規定にかかわらず、役員会に処理を委任する。

## (付則)

- 1.この運営規定は、平成7年4月1日から実施する。
- 2.この運営規定は平成21年4月1日から実施する。
- 3.この運営規定は平成22年4月1日から実施する。

# 福島第三自治会会則

(名称)

第1条 この会は、福島第三自治会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は自治会地域内の会員相互の連絡と親睦を図り、併せて会員の共同目的に対する生活環境の向上発展を期することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は福島第三自治会地域内に居住する世帯及び事業所を有する者は会員となる事が出来る。

(組織)

第5条 本会の地域を5地区に分け、各地区に必要な数の組を置く。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
評議員	5名
組長	組数
会計監査	2名
廃棄物減量等推進委員	1名
相談役	若干名（必要に応じて）

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の方法による。

- 1.会長・副会長・会計の選出は役員会で推薦し定期総会又は臨時総会で承認を得るものとする。
- 2.評議員は原則として各地域の中から順番をもって選出する。
- 3.組長は各組毎に順番をもって選出する。
- 4.会計監査は、役員会で選出し定期総会で承認を得るものとする。
- 5.廃棄物減量等推進委員・相談役は、役員会に於いて推薦し会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は下記のとおりとする。

- 1.会長は、本会を代表して会務を統括し、総会・役員会等を招集し本会の運営に当たる。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 3.会計は、本会の金銭出納に関する一切の会計事務を処理する。
- 4.評議員は、情報紙の配布等及び会費のとりまとめを行うとともに、組長との連絡調整を行う。
- 5.組長は評議員を補佐する。
- 6.会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告をする。
- 7.廃棄物減量等推進委員は、市役所と連携の上、職務を行うものとする。
- 8.相談役は、会長の求めにより本会の運営を補佐する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は2か年を原則とし、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。但し、定期総会が終了する迄の間は前任者の職務とする。また、役員に欠損を生じた時は直ちにこれを補充し、その任期は残存期間とする。尚、組長は任期を1か年とし、廃棄物減量等推進委員は任期3か年とする。

(会議の開催)

第10条 本会の会議は定期総会、臨時総会、役員会とし会長が招集する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は下記の定数を以って成立する。

1.定期総会及び臨時総会は、構成人員の過半数の出席（出席者及び委任状提出者）により成立する。但し構成人員は新旧の役員とする。

2.議事は、出席者の3分の2以上の賛成を以て決定する。

（決議事項）

第12条 定期総会及び役員会は、次の事項を決議する。

1.定期総会における決議事項

- (1) 会則の改廃
- (2) 年度事業の計画及び報告
- (3) 年度会計の予算及び決算並びに監査報告
- (4) 新役員の承認
- (5) 地区及び組の変更
- (6) 弔慰見舞金規定の改廃
- (7) その他の重要な事項

2.役員会における決定事項

- (1) 年度業務及び軽易なる事項

（専決事項）

第13条 会長は総会決議事項で総会に付すべき期日が無い時は、会長がこれを専決することができる。但し、役員会において速やかに報告しなければならない。

（会員の義務）

第14条 会員は本会の議決に従うものとする。

（会計）

第15条 本会の経費は会費、補助金及び寄付金等の収入を以てこれに当てる。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

（会費）

第17条 会員は会費を負担する。会費は1か月金200円とする。

（弔慰見舞）

第18条 本会会員及び家族に不幸があった時は弔慰見舞金を贈る。但し、金額については、別に定める弔慰見舞金規定による。

（慰労金）

第19条 本会の永年勤続役員（5年以上）及び本会の発展に功労のあった人には感謝の意を表し、記念品等を贈呈する。並びに任期を満了した役員に対しても記念品等を贈呈する。金額については、別に定める慰労金規定による。

（付 則）

1. この会則は、平成7年4月1日より実施する。
2. この会則は、平成17年9月25日より実施する。但し、第5条及び第6条については、平成18年4月1日からの実施とする。
3. この会則は、平成18年4月15日より実施する。
4. この会則は、平成22年4月11日より実施する。

1、弔慰見舞金規定

- 1) 香典 5,000円
- 2) 見舞 災害（火事・水害・その他）3,000円～10,000円  
傷病 無し

\*いずれもお返し無しとする。

2、慰労金規定

永年勤続役員・功労者	10,000円		
会長	5,000円	副会長	3,000円
評議員	3,000円	会計	3,000円
組長（1か年）	記念品	会計監査	3,000円

以上



## 福島第三自治会 個人情報取扱方法

### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を厳守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料、または自治会掲示板及び回覧で会員に周知する。

### (個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「入会申込書」などにより会長に提出された次の事項を記したものと  
する。

氏名・住所・電話番号・その他必要として同意を得た事項

### (同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に合意した場合であっても、その後の事情により個別の項目及び  
全ての項目について同意を取り消すことができる。

- 2 取り消しの申し出があった場合は、直ちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければ  
ならない。ただし、会員名簿として既に会員に配布しているものに対しては削除の連絡を  
することでこれに替える。

### (利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 自治会会員名簿の作成及び地図の作成
- (2) 緊急時・災害時などの連絡網の作成
- (3) 会費請求、管理、その他広報を始め文書のお届け等

### (管理)

第7条 個人情報は会長または、会長が指定する役員が適切に管理する。

- 2 不要となった個人情報は会長立会いのもと、適正に廃棄するものとする。

### (本人の同意を必要としない提出先)

第8条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する  
ことに対応して協力する必要がある場合

附則 平成29年4月1日 施行